

① 少量危険物 貯蔵
② 指定可燃物 取扱い
届出書

③ 年 月 日				
木曾消防署長 殿				
④届出者 電話 () 番 住所 氏名				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地	⑤		
	名 称	⑥		
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
	⑦	⑧	⑨	⑩
貯蔵又は取扱 方 法 の 概 要	⑪			
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要	⑫			
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要	⑬			
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は 期 間	⑭			
その他必要な事項	⑮			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

[少量危険物・指定可燃物 貯蔵・取扱い届出書記入要領]

項目	記入要領
①「少量危険物」、「指定可燃物」	「少量危険物」・「指定可燃物」の文字については、該当しない文字を二重線で抹消します。
②貯蔵・取扱い	「貯蔵」・「取扱い」の文字については、該当しない文字を二重線で抹消します。
③年月日	届出書の消防署への提出年月日を記入します。
④届出者	1 事業所の電話番号を記入します。 2 事業所の管理について権原を有する者の住所及び氏名を記入します。法人の場合は法人の住所、名称及び代表者の職・氏名を記入します。 3 個人事業主の場合は、住民登録をしている住所を記入します。
⑤所在地	設置又は設置しようとする所在地を記入します。
⑥名称	建物の名称を記入します。 (例:「〇〇株式会社〇〇工場」、「〇〇カフェ」等)
⑦類	消防法別表に定められている類を記入します。 (例:「第4類」等)
⑧品名	消防法別表に定められている品名を記入します。 (例:「第2石油類 灯油」等)
⑨最大貯蔵数量	貯蔵又は貯蔵しようとする最大貯蔵数量を記入します。
⑩一日最大取扱数量	1日の最大取扱数量を記入します。(注:指定数量以下の数量を記載)
⑪貯蔵又は取扱方法の概要	貯蔵方法又は取扱い方法を記入します。 (例:「屋外タンク貯蔵所にて貯蔵する。」、「配管によりボイラーにて消費」等)
⑫貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要	「別添資料参照」と記入し、設置場所が分かる図面等を添付してください。 (例)敷地配置図、貯蔵又は取扱い場所がわかる平面図、設備(機器)配置図、タンク図面、配管図、設備(機器)図等※車両図面(「移動タンク」に限る。)

(例) ABC粉末消火器(10型)2本
 ※消火器の規格・点検基準が改正されました。
 ※「令和4年1月1日」以降は特例措置がなくなりますので注意してください。
 また住宅用と表記されているものは事業所等には設置できません。

新規格と旧規格の消火器の簡単な見分け方。



⑬ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要

業務用消火器表記

POINT 1 旧型式の消火器は、2022年1月1日より型式失効となりますので、2021年12月31日までに全交換が必要です。

●新銘板に表示が義務付けられた事項
 (住宅用以外の消火器について)

- 住宅用消火器でないこと
業務用消火器
この表記には住宅用消火器を指していません。
- 審査式、加圧式の区別
審査式 加圧式
- 使用時の安全な取扱に関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先および安全な取扱に関する事項

POINT 2 順次、この表示のある消火器に交換しなければならない。
 ○消火器が適応する火災の絵表示(国際規格に準じたもの)等を図示

POINT 3 消火器交換の目安の表示が義務付け
 ○標準的使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして設計上設定される標準的な期間または期限

2021年まで
設計上の標準使用期間を記入して標準的な使用期間を明示する表示が義務付けられていました。

※型式失効とは・・・
 現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

使用上のご注意(取扱説明)

▲危険
 ●筒頭、筒、定形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。
 ●分解しないでください。廃棄の際は専門業者または記載されている電話番号にお問い合わせください。

▲警告
 ●非常時に法令で定められた点検を行ってください。
 ●製造後4年を過ぎたものは、動作試験(圧力値による動作試験)を実施してください。
 ●破損しやすい場所、置放が多い場所、道端や西風にかぶれる場所に設置しないでください。
 ●凍った床や地面に直接置かないでください。
 ●使用温度範囲を超えらる場所に設置しないでください。
 ●筒内に向けて筒先直撃を禁止しないでください。呼吸器設備の故障を防止することがあります。
 ●使用時には火災から5m以上離れたから放射を開始してください。近づきすぎると火災の恐れがあります。
 ●前記取扱を確保しなから流火しないでください。

▲注意
 ●筒先部(力点)の筒頭が緑色部分をはずしてあるものは使用しないでください。緑色部分を0-5.8(×10⁻³MPa)の筒先部は初期投入の器具です。筒先部には筒Vがあります。
 ●筒先部は指定の代理店又は製造元にお申し出ください。(筒先部は取扱説明書通りに行ってください。)
 ●筒先部の目撃又は必ず高圧粉物(ABC)消火器のみの場合です。
 ●筒先部は、ラベルの表示マークと「取扱説明書」で確認してください。対象物によって適-準があります。
 ●詳細は取扱説明書をダウンロードします。
http://www.yamatenotec.co.jp/product_mstr/

⑭ 貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間

貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間を記入します。

⑮ その他必要な事項

その他必要な事項があれば記入します。